

宮城県公報

行 発
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

○指定管理者の指定	(自然保護課)	一
○指定管理者の指定	(共同参画社会推進課)	一
○指定管理者の指定	(子育て支援課)	一
○指定管理者の指定(三件)	(障害福祉課)	二
○指定管理者の指定	(観光課)	二
○保安林の指定施業要件の変更の予定(二件)	(森林整備課)	二
○土地区画整理組合の事業計画変更の認可	(都市計画課)	三
公 告		
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	(土木総務課)	三
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定(四件)	(警察本部会計課)	五
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定	(同)	六
○指定管理者の指定		六
人事委員会		
○職員団体の登録の取消し		六
公安委員会		
○暴力団排除条例施行規則		七
○宮城県道路交通規則の一部を改正する規則		一五

告 示

○宮城県告示第二十七号
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。
平成二十三年一月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称
宮城県こもれびの森

二 指定した団体の名称及び所在地
特定非営利活動法人宮城県森林インストラクター協会

宮城県利府町神谷沢字広畑六番地四十

三 指定期間

平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

○宮城県告示第二十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。
平成二十三年一月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

宮城県民間非営利活動ブラザ

二 指定した団体の名称及び所在地

特定非営利活動法人杜の伝言板ゆるる

仙台市宮城野区榴岡三丁目十一番六号コーポラス島田B・六

三 指定期間

平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日

○宮城県告示第二十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。
平成二十三年一月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

<p>一 公の施設の名称 宮城県さくらハイツ及び宮城県コスモスハウス</p> <p>二 指定した団体の名称及び所在地 社会福祉法人宮城県福祉事業協会 仙台市太白区茂庭台二丁目十五番二十号</p> <p>三 指定期間 平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで</p> <p>○宮城県告示第三十号 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。 平成二十三年一月十四日</p> <p>一 公の施設の名称 宮城県啓佑学園及び宮城県第一啓佑学園</p> <p>二 指定した団体の名称及び所在地 社会福祉法人宮城県社会福祉協議会 仙台市青葉区上杉一丁目一番二号</p> <p>三 指定期間 平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで</p> <p>○宮城県告示第三十一号 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。 平成二十三年一月十四日</p> <p>一 公の施設の名称 宮城県船形ココロ</p> <p>二 指定した団体の名称及び所在地 社会福祉法人宮城県社会福祉協議会 仙台市青葉区上杉一丁目一番三号</p> <p>三 指定期間 平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで</p>	<p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p>
<p>一 公の施設の名称 宮城県御崎野営場</p> <p>二 指定した団体の名称及び所在地 北日本ビル清掃株式会社 気仙沼市長磯森八十九番地四</p> <p>三 指定期間 平成二十三年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで</p> <p>○宮城県告示第三十四号 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。 平成二十三年一月十四日</p> <p>一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所</p>	<p>○宮城県告示第三十二号 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。 平成二十三年一月十四日</p> <p>一 公の施設の名称 宮城県七ツ森希望の家</p> <p>二 指定した団体の名称及び所在地 社会福祉法人宮城県社会福祉協議会 仙台市青葉区上杉一丁目一番三号</p> <p>三 指定期間 平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで</p> <p>○宮城県告示第三十三号 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。 平成二十三年一月十四日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p>

栗原市花山(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種を定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第三十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十三年一月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

石巻市(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更に係る指定施業要件

1 立木の伐採の方法

変更しない。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第三十六号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。

平成二十三年一月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

松島町東磯崎土地区画整理組合

二 事務所の所在地

宮城県松島町高城字元釜家一番地四

三 設立認可の年月日

平成九年三月三日

四 変更認可の年月日

平成二十三年一月七日

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十三年一月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 平成二十三年度土木部パーソナルコンピューター等一括賃貸借、導入設定及び保守業務 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 契約期間 平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

4 納入・設置場所 仕様書による。

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとし、本入札に係る一般競争入札参加資格の審査を受けなければならない。

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の四の規定に該当しない者であること。(未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。)

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者であること。

3 2以外の者で開札時までには宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

と。

4 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第一条の規定による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

5 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十二条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされかつた者とみなす。

6 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者についてその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

7 公告の日から開札の日までの間に、宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

8 過去二年間に種類及び規模をほぼ同じとする契約を数回以上にわたつて締結し、これらを誠実に履行している者であること。

9 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）（別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関

わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

三 入札参加資格申請場所及び提出期限

宮城県の物品調達に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二一・二一一・三三三五）へ平成二十三年一月二十日（木）午後五時までに提出すること。

四 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

千九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県土木部土木総務課総務班（担当 佐藤 知士 電話〇二一・二一一・三三〇七）

2 入札説明書の交付期限

平成二十三年一月三十一日（月）午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査

入札に参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより必要書類を1の場所へ平成二十三年二月七日（月）午後五時までに提出すること。

4 入札書の提出期限及び場所

(一) 日時 平成二十三年二月二十一日（月）午後五時まで

(二) 場所 1に同じ。

(三) 郵送による場合は、(一)の日時までに配達証明付書留郵便にて到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、5(一)の開札の日時まで5(二)の開札場所へ提出できるものとする。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十三年二月二十三日(水)午後二時

(二) 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁行政庁舎八階土木部会議室

五 入札に参加することができない者

1 一に定める資格を有しない者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

六 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条及び第百十三条及び第百十四条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、一月当たりの賃借料に契約期間月数を乗じた金額とすること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加えた金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行うものであって、この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となったときは、契約書の定めにより契約を解除する。

9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 詳細は入札説明書による。

七 概要

Summary

1 Item(s)/Service(s) Required : Lease, installation configuration and maintenance of Public Works Division personal computers for the 2010 fiscal year (139).

2 Period of Contract : From April 1, 2011 to March 31, 2016.

3 Deadline to Submit Bid : February 21, 2011, 5 : 00 p.m.

4 Place and Time of Bid Selection : February 23, 2011, 2 p.m., Miyagi Prefectural Government building, 8th Floor, Public Works Division Meeting Room

5 Contact : Tomonori Sato, General Affairs Section, Public Works General Affairs Division, Public Works Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan. Tel.: 022-211-3107

8570 Japan. Tel.: 022-211-3107

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十三年一月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 放置駐車管理システム機器賃貸借 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十二年十二月十六日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 NECキャピタルソリューション(株)東北支店 仙台市青葉区中央四丁目六番一号

五 落札金額 八千六十一万七千九百五十円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十二年十一月五日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十三年一月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 放置駐車違反処理システム賃貸借 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十二年十二月十六日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 住信・パナソニックフィナンシャルサービス(株) 大阪府大阪市北区堂島一丁目五番三十号

五 落札金額 一億二百七十五万四千八百八十円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十二年十一月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
平成二十三年一月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩
一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県警察ネットワークシステム接続機器賃借一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十二年十二月十六日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 日本電子計算機㈱ 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号

五 落札金額 九千百六十七万七千三百円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十二年十一月五日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
平成二十三年一月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県警察WAN用端末装置等賃借 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十二年十二月二十四日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 富士通リース(株)東北支店 仙台市青葉区一番町二丁目三番二十二号

五 落札金額 一億六千三百六十一万千円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十二年十一月十二日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

平成二十三年一月十四日

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 指令情報総合管理システム改修業務 一式
二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 平成二十二年十二月二十七日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 富士通(株)東北支店 仙台市青葉区一番町二丁目三番二十二号

五 契約金額 四千八百四十万五千円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第一号に該当

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成二十三年一月十四日

宮城県教育委員会

委員長 大 村 虔 一

一 公の施設の名称

宮城県ライフル射撃場

二 指定した団体の名称及び所在地

宮城県ライフル射撃協会

宮城県利府町加瀬字南野中沢四十番地五十一

三 指定期間

平成二十三年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

人事委員会

○人事委員会規則十一・三(職員団体の登録に関する条例施行規則)第五条の規定により、職員団体の登録の取消しについて、次のとおり公示する。

平成二十三年一月十四日

宮城県人事委員会

委員長 高橋 俊一

一 被処分者

公立佐沼総合病院労働組合（登米市田沼字下田中二十五）

公立登米病院労働組合（登米市登米町寺池谷小路四）

二 処分内容

地方公務員法（昭和二十五法律第二十六号）第五十三条第六項の規定による懲罰団体の

懲罰の制裁

三 処分事由

登米市の業務事業については地方公務員法（昭和二十七年法律第二十六号）が適用され、
これにより、地方公務員法第五十三条による懲罰団体の制裁については規定が適用されなかったため

四 案文

この処分については不服があるとしても、この処分が適切であると認め、この処分を不服の理由となし、
再行して同質罰を科せようとする地方公務員法第五十三条の規定については制裁の適用を要するものではない。

公安委員会

○宮城県公安委員会規則第1号

暴力団排除条例施行規則を次のように定める。

平成23年 1月14日

宮城県公安委員会委員長 島山 英子

暴力団排除条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号。以下「条例」という。）第23条
の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（報告又は資料の提出の手続）

第2条 条例第20条の規定により報告又は資料の提出を求めるときは、報告・資料提出要求書（別記
様式第1号）を交付するものとする。この場合において、口頭による報告を求めることが適当であ
ると認めるときは、口頭による報告の日時及び場所を報告・資料提出要求書に記載するものとする。

2 前項の報告・資料提出要求書を交付された者は、次項の提出期限までに報告・資料提出書（別記
様式第2号）を提出し、又は口頭による報告の日時に指定された場所に出頭し、報告するものとす

る。

3 第1項の報告・資料提出要求書の交付は、前項の報告・資料提出書の提出期限又は口頭による報
告の日時の2週間前までに行うものとする。

4 第1項の報告・資料提出要求書を交付された者が前項の提出期限までに報告・資料提出書を提出
せず、又は口頭による報告の日時に出席しないときは、報告若しくは資料の提出又は口頭による報
告を拒んだものとして取り扱うものとする。

（口頭による報告の聴取）

第3条 前条第1項の規定により口頭による報告を求めるときは、警察本部長が指定する警察職員に
これを聴取させるものとする。

2 前条第1項の規定により口頭による報告を求められた者は、病気その他やむを得ない理由がある
場合には、公安委員会に対し、報告日時等変更申出書（別記様式第3号）により口頭による報告の
日時又は場所の変更を申し出ることができる。

3 前項の規定による申出に正当な理由があると認めるときは、口頭による報告の日時又は場所を変
更するものとする。

4 第2項の規定による申出を受けた場合で口頭による報告の日時若しくは場所を変更しないとき、
又は前項の規定により口頭による報告の日時若しくは場所を変更したときは、速やかに、その旨を
報告日時等決定通知書（別記様式第4号）により前条第1項の規定により口頭による報告を求めら
れた者に通知するものとする。

（勧告の方法）

第4条 条例第21条の勧告は、勧告書（別記様式第5号）を交付して行うものとする。

（公表の方法）

第5条 条例第22条第1項の規定による公表を行う場合は、次に掲げる事項を宮城県公報（宮城県公
報発行規則（昭和31年宮城県規則第67号）第1条に規定する宮城県公報をいう。以下同じ。）に登
載し、かつ、インターネットによる公開により行うものとする。ただし、第1号に規定する者が少
年である場合は、この限りでない。

(1) 条例第22条第1項に規定する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名
並びに主たる事務所の所在地）

(2) 前号に規定する者が正当な理由がなく条例第20条の規定による報告若しくは資料の提出を拒
み、又は正当な理由がなく条例第21条の勧告に従わなかった事実

（意見を述べる機会の付与）

第6条 条例第22条第2項の規定により意見を述べる機会の付与に当たっては、同項に規定する者に

対し、意見聴取通知書（別記様式第6号）を交付するものとする。この場合において、口頭で意見を述べる機会を与える必要があると認めるときは、当該機会の日時及び場所を意見聴取通知書に記載するものとする。

2 前項の意見聴取通知書を交付された者は、次項の提出期限までに申述書（別記様式第7号）を提出し、又は口頭で意見を述べる機会の日時に指定された場所に出頭し、意見を述べるものとする。

3 第1項の意見聴取通知書の交付は、前項の申述書の提出期限又は口頭で意見を述べる機会の日時の2週間前までに行うものとする。

4 第1項の意見聴取通知書を交付された者が前項の提出期限までに申述書を提出せず、又は口頭で意見を述べる機会の日時に出席しないときは、申述書の提出又は当該機会を拒んだものとして取り扱うものとする。

（口頭で意見を述べる機会）

第7条 前条第1項の規定により口頭で意見を述べる機会を与えるときは、警察本部長が指定する警察職員にこれを聴取させるものとする。

第8条 前条第1項の規定により口頭で意見を述べる機会を与えられた者は、病気その他やむを得ない理由がある場合には、公安委員会に対し、意見聴取日時等変更申出書（別記様式第8号）により口頭で意見を述べる機会の日時又は場所の変更を申し出ることができる。

第9条 前項の規定による申出に正当な理由があるときは、口頭で意見を述べる機会の日時又は場所を変更するものとする。

第10条 第2項の規定による申出を受けた場合で口頭で意見を述べる機会の日時若しくは場所を変更しないとき、又は前項の規定により当該機会の日時若しくは場所を変更したときは、速やかに、その旨を意見聴取日時等決定通知書（別記様式第9号）により前条第1項の規定により口頭で意見を述べる機会を与えられた者に通知するものとする。

（代理人の選任等）

第11条 条例第20条の規定により報告若しくは資料の提出を求められた者又は条例第22条第2項の規定により意見を述べる機会を与えられた者は、代理人を選任することができる。

第12条 代理人は、前項に規定する者のために、報告若しくは資料の提出又は意見を述べる機会に関する一切の行為をすることができる。

第13条 第1項に規定する者は、代理人を選任しようとするときは、代理人選任届出書（別記様式第10号）を公安委員会に提出しなければならない。

第14条 第1項に規定する者は、代理人がその資格を失ったときは、代理人資格喪失届出書（別記様式第11号）によりその旨を公安委員会に届け出なければならない。

（書類の送達の方法等）

第9条 第2条第1項、第3条第4項、第4条、第6条第1項及び第7条第4項の規定により送達すべきこととされている書類は、その送達を受けるべき者の所在を知ることができず、当該書類を交付することができないときは、公示送達により行うものとする。

第10条 公示送達は、公安委員会が、当該書類を保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する旨を公安委員会の掲示板に掲示し、かつ、宮城県公報に登載して行うものとする。この場合において、公安委員会の掲示板に掲示した日から2週間を経過したときに、その送達を受けるべき者に対し送達すべき書類を交付したものとみなす。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

別記様式第 1 号 (第 2 条関係)

(表)

宮 公 委 第 年 月 日 号

報 告 ・ 資 料 提 出 要 求 書

殿

宮 城 県 公 安 委 員 会 印

暴 力 団 排 除 条 例 第 20 条 の 規 定 に よ り 、 次 の と お り 報 告 又 は 資 料 の 提 出 を 求 め る 。

報 告 又 は 資 料 の 提 出 を 求 め る 理 由	
報 告 又 は 資 料 の 提 出 若 し は 口 頭 に よ る 報 告 又 は 口 頭 に よ る 答 復	
報 告 ・ 資 料 提 出 書 の 提 出 期 限	年 月 日 まで
口 頭 に よ る 報 告 の 出 頭 す べ き 場 所	年 月 日 時 分
備 考	

注 報 告 又 は 資 料 の 提 出 に 際 し て の 留 意 事 項 は 、 裏 面 の と お り と す る 。

(裏)

報 告 又 は 資 料 の 提 出 に 際 し て の 留 意 事 項

- 1 正 当 な 理 由 が な く 報 告 又 は 資 料 の 提 出 を 拒 ん だ と き は 、 暴 力 団 排 除 条 例 第 22 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 、 公 表 さ れ る こ と が あ り ま す 。
- 2 報 告 ・ 資 料 提 出 書 に は 、 あ な た の 住 所 及 び 氏 名 、 報 告 ・ 資 料 提 出 要 求 書 の 番 号 及 び 日 付 並 び に 報 告 又 は 資 料 の 内 容 を 記 載 し て 提 出 し て く だ さ い 。
- 3 報 告 又 は 資 料 の 内 容 を 記 載 し て 提 出 し て く だ さ い 。
- 4 報 告 又 は 資 料 の 提 出 に 際 し て 、 あ な た の 住 所 及 び 氏 名 並 び に 当 該 代 理 人 に 報 告 又 は 資 料 の 提 出 に 関 す る 一 切 の 手 続 を す る こ と を 委 任 す る 旨 を 明 示 し た 代 理 人 選 任 届 出 書 を 提 出 し て く だ さ い 。
- 5 報 告 又 は 資 料 の 提 出 に 際 し て 、 あ な た に 代 わ っ て 代 理 人 を 選 任 で き ま す の で 、 報 告 ・ 資 料 提 出 要 求 書 の 番 号 及 び 日 付 、 代 理 人 の 住 所 及 び 氏 名 並 び に 当 該 代 理 人 に 報 告 又 は 資 料 の 提 出 に 関 す る 一 切 の 手 続 を す る こ と を 委 任 す る 旨 を 明 示 し た 代 理 人 選 任 届 出 書 を 提 出 し て く だ さ い 。
- 6 あ な た 又 は あ な た の 代 理 人 が 、 口 頭 に よ る 報 告 の 日 時 に 出 頭 す る 場 合 は 、 こ の 報 告 ・ 資 料 提 出 要 求 書 を 持 参 し て く だ さ い 。

別記様式第2号(第2条関係)

報告・資料提出書

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

住 所
氏 名

㊦

暴力団排除条例施行規則第2条第2項の規定により、次のとおり提出する。

報告・資料提出要 求書の番号及び日付	宮公委 第 号 年 月 日
報告又は資料 の 内 容	
備 考	

注 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

別記様式第3号(第3条関係)

報告日時等変更申出書

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

住 所
氏 名

㊦

暴力団排除条例施行規則第3条第2項の規定により、次のとおり口頭による報告の日時又は場所の変更を申し出る。

報告・資料提出要 求書の番号及び日付	宮公委 第 号 年 月 日	
	日 時	年 月 日 時 分から
	変 更 前 場 所	
申出事項	日 時	年 月 日 時 分から
	変更希望 場 所	
申 出 理 由		

別記様式第 4 号 (第 3 条関係)

宮公委第 年 月 日 号

報告日時等決定通知書

殿

宮城県公安委員会 印

暴力団排除条例施行規則第 3 条第 4 項の規定により、次のとおり口頭による報告の日時又は場所を決定したので通知する。

報告・資料提出 要求の番号及び日付	宮公委 第 号	
	年 月 日	年 月 日
変更決定	日時	年 月 日 時 分から
	変更前 場所	
変更後 場所	日時	年 月 日 時 分から
	変更後 場所	
報告の日時及び場所を 変更しない理由		
不変更決定		

別記様式第 5 号 (第 4 条関係)

宮公委第 年 月 日 号

勸告書

殿

宮城県公安委員会 印

暴力団排除条例第 21 条の規定により、次のとおり勸告する。

勸告の内容	
勸告の原因となる事実	

注 正当な理由がなくこの勸告に従わなかったときは、暴力団排除条例第 22 条第 1 項の規定により、公表されることがある。

別記様式第6号（第6条関係）

（表）

宮公委第
年 月 日

意見聴取通知書

殿

宮城県公安委員会 印

次のとおり意見の聴取を行うので、暴力団排除条例施行規則第6条第1項の規定により通知する。

予定される公表の 原因となる事実	
公表の根拠となる 条例の条項	暴力団排除条例第20条 暴力団排除条例第21条
申述書の提出期限	年 月 日まで
口頭で意見を述べる機会の日時 場 所	年 月 日 時 分
備考	

注 意見の聴取に際しての留意事項は、裏面のとおりとする。

（裏）

意見の聴取に際しての留意事項

- 1 申述書には、あなたの住所及び氏名、意見聴取通知書の番号及び日付並びに公表の原因となる事実その他当該事案の内容についての意見を記載して提出してください。
なお、口頭による意見を述べる機会が行われる場合は、申述書の提出は必要ありません。
- 2 意見を述べるときは、証拠資料を提出することができます。
- 3 提出期限までに申述書の提出がないとき（口頭による意見を述べる機会の場合は、当該機会の日時に出席しないとき。）は、これを拒んだものとして取り扱います。
- 4 口頭による意見を述べる機会が行われる場合であって、あなたが病気その他やむを得ない理由があるときには、意見聴取日時等変更申出書により、口頭による意見を述べる機会の日時又は場所の変更を申し出ることができます。
- 5 意見の聴取に際して、あなたに代わって代理人を選任できますので、意見聴取通知書の番号及び日付、代理人の住所及び氏名並びに当該代理人に意見の聴取に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した代理人選任届出書を提出してください。
- 6 あなた又はあなたの代理人が、口頭による意見を述べる機会に出席する場合は、この意見聴取通知書を持参してください。

別記様式第9号 (第7条関係)

宮公委第 年 月 日 号

意見聴取日時等決定通知書

殿

宮城県公安委員会 印

暴力団排除条例施行規則第7条第4項の規定により、次のとおり口頭で意見を述べる機会の日時又は場所を決定したので通知する。

意見聴取通知書の番号及び日付	宮公委 第 号		年 月 日
	日時	年 月 日 時 分	から
	変更前	場所	
	変更後	日時	年 月 日 時 分
	場所		
口頭で意見を述べる機会の日時及び場所を変更しない理由			
不変更決定			

別記様式第10号 (第8条関係)

代理人選任届出書

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

住所 氏名

印

私は、暴力団排除条例施行規則第8条第1項の規定により、次の者を代理人として選任し、報告又は資料の提出に関する一切の行為をすることを委任する。
意見を述べる機会

報告・資料提出要 求書の番号及び 意見聴取日付	宮公委 第 号	年 月 日
代理人の住所		
代理人の氏名		
当事者等との関係		

注 不要の文字は、=線で消すこと。

別記様式第11号（第8条関係）

代理人資格喪失届出書

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

住 所
氏 名

⑩

私の代理人は、その資格を失ったので、暴力団排除条例施行規則第8条第4項の規定により届け出る。

報告・資料提出要 求書又は意見聴取日	宮公委 第 第 号 年 月 日
代 理 人 の 住 所	
代 理 人 の 氏 名	

○宮城県公安委員会規則第2号

宮城県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年1月14日

宮城県公安委員会委員長 畠山 英子

宮城県道路交通規則の一部を改正する規則

宮城県道路交通規則（平成13年宮城県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第10章 法人の登録、駐車監視員資格者証の交付等（第42条・第50条）」を
第11章 雑則（第51条 - 第55条）」

「第10章の2 法人の登録、駐車監視員資格者証の交付等（第42条・第50条）」
第10章の2 地域交通安全活動推進委員（第51条 - 第52条の3）」に改める。
第11章 雑則（第53条 - 第55条）」

「第11章 雑則」を「第10章の2 地域交通安全活動推進委員」に改める。

第51条を次のように改める。

（委嘱）

第51条 地域交通安全活動推進委員（以下「推進委員」という。）の委嘱は、様式第46号の委嘱状、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第7号。以下「推進委員規則」という。）第6条第1項に規定する身分を示す証明書並びに推進委員規則第7条に規定する標章を表示した様式第47号の記章及び様式第48号の腕章を交付して行うものとする。

2 推進委員を委嘱したときは、その氏名等を宮城県公報（宮城県公報発行規則（昭和31年宮城県規則第67号）第1条に規定する宮城県公報をいう。）に記載して公示するものとする。

第51条の次に次の3条を加える。

（講習）

第51条の2 推進委員規則第8条第1項の規定による講習は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 道路交通の現状に関する知識
- (2) 道路交通関係法令の基礎的な知識
- (3) 推進委員としての心構え
- (4) 活動要領
- (5) 交通安全教育の実施要領（解嘱）

第51条の3 法第108条の2第5項の規定による推進委員の解嘱は、当該推進委員の活動区域を管轄する警察署長から、同項各号のいずれかに該当するとして具申を受けたものについて行うものとする。

2 推進委員の解嘱は、様式第49号の解嘱通知書を交付して行うものとする。
(弁明の機会の通知)

第51条の4 推進委員規則第10条の規定により弁明の機会を与えるときは、弁明の期日及び場所を当該期日の14日前までに書面により通知するものとする。

第52条の見出し中「区域」の次に「及び定数」を加え、同条中「とする」を「とし、当該活動区域に配置する推進委員の定数は別表第3のとおりとする」に改め、同条の次に次の2条を加える。
(幹事)

第52条の2 推進委員規則第11条第1項の協議会の幹事は、当該協議会を構成する推進委員の3分の1を超えない範囲内で置くものとする。
(災害補償)

第52条の3 推進委員の職務遂行中における災害補償は、非常勤職員公務災害補償等条例(昭和42年宮城県条例第41号)に定めるところによる。

第52条の3の次に次の章名を付する。
第11章 雑則

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3(第52条関係)

活 動 区 域	定 数
警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例(昭和29年宮城県条例第32号。以下「条例」という。)別表に規定する宮城県仙台中央警察署の管轄区域	25
条例別表に規定する宮城県仙台南警察署の管轄区域	20
条例別表に規定する宮城県仙台北警察署の管轄区域	17
条例別表に規定する宮城県仙台東警察署の管轄区域	20
条例別表に規定する宮城県泉警察署の管轄区域	18
条例別表に規定する宮城県塩釜警察署の管轄区域	16
条例別表に規定する宮城県岩沼警察署の管轄区域	12

条例別表に規定する宮城県大和警察署の管轄区域	12
条例別表に規定する宮城県石巻警察署の管轄区域	20
条例別表に規定する宮城県気仙沼警察署の管轄区域	11
条例別表に規定する宮城県佐沼警察署の管轄区域	12
条例別表に規定する宮城県登米警察署の管轄区域	7
条例別表に規定する宮城県河北警察署の管轄区域	8
条例別表に規定する宮城県南三陸警察署の管轄区域	6
条例別表に規定する宮城県古川警察署の管轄区域	16
条例別表に規定する宮城県遠田警察署の管轄区域	10
条例別表に規定する宮城県若柳警察署の管轄区域	9
条例別表に規定する宮城県架館警察署の管轄区域	9
条例別表に規定する宮城県鳴子警察署の管轄区域	7
条例別表に規定する宮城県加美警察署の管轄区域	8
条例別表に規定する宮城県大河原警察署の管轄区域	12
条例別表に規定する宮城県白石警察署の管轄区域	11
条例別表に規定する宮城県角田警察署の管轄区域	9
条例別表に規定する宮城県亘理警察署の管轄区域	9
合 計	304

様式第45号の次に次の4様式を加える。

様式第46号 (第51条関係)

第 号

委 嘱 状

殿

あなたを道路交通法第108条の29第1項の規定により、地域交通安全活動推進委員に委嘱
します

任期

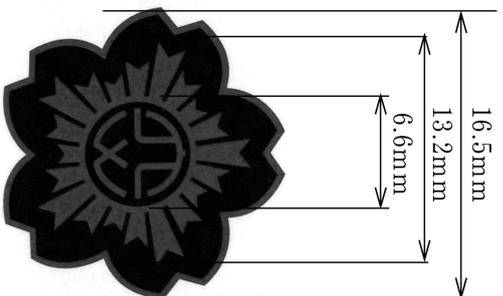
年 月 日から
年 月 日まで

年 月 日

宮城県公安委員会 印

様式第47号 (第51条関係)

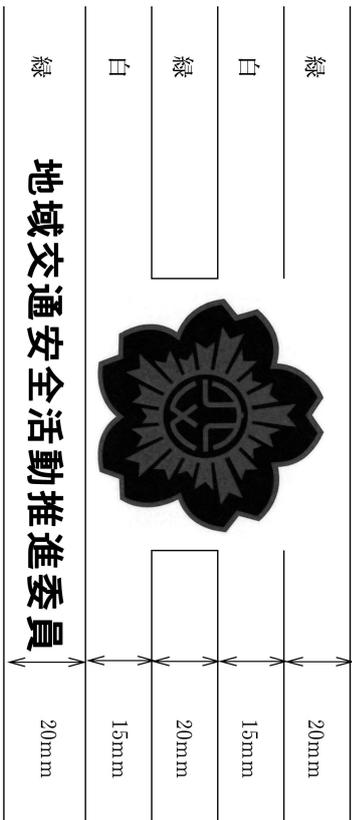
記章



注 記章の色彩は、地の色を黄緑色(色彩番号 DIC - 251又はその相当色とする。)とし、日章(「交」
の模様を含む。)及び縁取りを金色とすること。

様式第48号 (第51条関係)

腕章



注 文字は赤色とし、標準は黄色地に黒色とする。

様式第49号 (第51条の3関係)

解 嘱 通 知 書

年 月 日

住 所

殿

宮城県公安委員会 印

あなたに委嘱した地域交通安全活動推進委員の職は、道路交通法第108条の29第5項第 号の規定により解嘱したので通知します

附 則

この規則は、公布の日から施行する。